



医療法改正後の広告規制の全体像

医療法改正後の広告規制の全体像

- 医療法改正により医療法上の広告に該当する範囲が拡大。
- 合わせて、患者により適切な選択を阻害することがないように、法律・省令(省令①)で一定の広告については一律に禁止している。詳細は新ガイドラインで提示。
- また、引き続き広告可能事項は限定列挙して規制する。ただし、患者の適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合(省令②)には、限定はかからない。

	■従来の医療法上の広告	■新たな医療法上の広告
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・TVCM・看板・折込広告 等 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・ウェブサイト、メルマガ ・申込みによる詳細なパンフレット 等 </div>
1 広告禁止事項	虚偽・誇大・比較優良・公序良俗違反その他省令①で定める基準に適合しない広告はしてはならない。	
2 広告可能事項の限定	 1に該当しない事項であっても 広告可能な事項は限定される	 1に該当しない事項のうち、医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合(省令②)には、 広告可能な事項が限定されず、幅広い事項を広告可能

広告可能な事項について

(医療法第6条の5第1項各号、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(広告告示)、医療広告ガイドラインより作成)

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等(例:特定機能病院)
- ⑥ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑦ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた医師等の専門性に関する資格名
- ⑧ 医療相談、医療安全、個人情報¹の適正な取扱いを確保するための措置、病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑨ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑩ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等
- ⑪ 病院等において提供される医療の内容に関する事項^{※1}
- ⑫ 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ⑬ その他①～⑫に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの^{※2}

※1 検査、手術、治療方法については、保険診療、評価療養、患者申出療養及び選定療養、分娩、自由診療のうち、保険診療等と同一の検査等、自由診療のうち、医薬品医療機器等法の承認等を得た医薬品等を用いる検査等

※2 健康検査の実施、予防接種の実施、外部監査を受けている旨等